

負担や困りごと

(民生委員・児童委員アンケートより)

① 見守り支援では・・・

- ・ 見守り拒否者の対応はどうしたら？
- ・ 何度訪問しても不在、転居かしら？

② 相談支援では・・・

- ・ 支援の方法・範囲がわからない？
- ・ プライバシーどこまで踏み込んだらよいの？
- ・ 買い物・通院などの要求にどう対応したら？
- ・ 金銭・食糧の要求にどう対応したらよいの？
- ・ 救急車への同乗どう対応？

③ つなげる・・・

- ・ どこへつなげたらよいのかわからない？

④ その他・・・

- ・ 見守り活動に必要な行政情報が欲しい！



サポート内容

「福祉まるごと相談室」は、民生委員・児童委員活動をサポートします。

- 1 民生委員・児童委員活動の困りごとに対応します。
- 2 食糧支援の要求、救急車を要請した場合など、緊急時の対応を行います。
- 3 見守り活動に必要な個人情報の共有を行います。



お困りごとは
福祉まるごと相談室へ



※医療職、福祉職、地域づくり支援職の3職種がサポートします

土日・祝日対応「松阪市民生委員・児童委員休日サポートセンター」開設

負担や困りごと

(民生委員・児童委員アンケートより)
民生委員・児童委員の活動は、行政機関が稼働している平日だけではない。

- 行政機関が閉庁となる土日は、つなぎ先がなく緊急時などの対応に不安
- つなげるタイミングが翌営業日となることが不安
- 勤務により土日しか活動できないので、サポート体制が欲しい



サポート内容

行政機関が閉庁となる土日、祝日のサポート体制を構築するため、「松阪市民生委員・児童委員 休日サポートセンター」を設置

令和7年8月22日設置、23日(土)運営スタート

- 子ども支援研究センター内設置の「阿坂・伊勢寺・鈴の森 福祉まるごと相談室」が民生委員・児童委員活動をサポートする機能を併設します。

【職員体制】 5名体制(地域づくり支援職員1名、福祉職2名、医療職2名)
※福祉まるごと相談室職員が兼務

【業務内容】

民生委員・児童委員活動における困りごと相談や緊急時対応を行う。

※平日は、それぞれの地域を担当する福祉まるごと相談室がサポートし、
土日・祝日は、全地域を対象に「松阪市民生委員・児童委員休日サポートセンター」がサポートさせていただきます。

【業務を閉じる日】 年末年始(12月29日～1月3日)

※ただし、福祉まるごと相談室として毎週火曜日が定休日